

2014年7月18日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

「商店街活性化支援補助金」事業へのつなぎ融資制度の取扱開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行(社長 池田 一義)は、本日より「商店街活性化支援補助金^{※1}」を利用した事業へのつなぎ融資の取扱いを開始いたします。

本制度は埼玉県内の商店街等の団体が、中小企業庁の「商店街活性化支援補助金」を活用して事業を行う際、補助金を受け取るまでの間に発生する一時的な立替え資金に対応する短期つなぎ資金をご融資する制度です。

2014年7月1日に埼玉県が、県内の商店街の活性化を目的とした「商店街活性化条例」を施行したことにより、今後「商店街活性化支援補助金」を申請する団体の増加が見込まれております。しかしながら、この補助金は事業費支払後に支給されることから、補助金を利用したいが事業費の一時立替えが困難、といった団体等の増加も予想されます。本制度はこうしたお悩みを抱える団体等の資金ニーズにお応えするものです。

※1 防犯カメラの設置など地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業や、消費を喚起するイベント、商店街のセールの実施などに要する費用を対象とした中小企業庁の補助金制度

【本制度融資の特徴】

- ① 埼玉県内の商店街・商店会等、任意団体の皆さまにご利用いただけます
- ② 補助金決定額と同額までお借入れいただけます
- ③ ご返済は補助金支給後の一括返済となります
- ④ 保証人となる方には、補助金を受けられない場合などを除き、連帯保証の効力が発生しない「停止条件付連帯保証人制度^{※2}」をご利用いただけます

※2 本制度における停止条件付連帯保証とは、補助金を受けられない場合などを除き、連帯保証の効力が発生しない仕組の保証をいいます

【制度概要】

項 目	内 容
制 度 名	「商店街活性化支援補助金」事業のつなぎ融資制度
ご融資対象先	中小企業庁の「商店街活性化支援補助金」の決定を受けた埼玉県内の商店街・商店会等
お 使 い み ち	補助金交付までのつなぎ資金（事業資金）
ご 融 資 種 別	手形貸付
ご融資限度額	補助金決定額の範囲内
適 用 金 利	変動金利（短期プライムレート以上）
ご 融 資 期 間	補助金交付までの期間（但し、最長1年間）
ご 返 済 方 法	補助金による期日一括返済
保 証 人	原則、商店街等の規約などに定める代表者を「停止条件付連帯保証人 ^{※2} 」とさせていただきます。
担 保	必要に応じてご相談させていただきます。

■その他詳細や必要書類等は店頭でご確認下さい。

■審査の結果によっては、お借入れのご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

以 上